

# 県西部初の市民後見人誕生に向けて

## ～第 1 期市民後見人候補者養成講座(全 10 日間)が修了～

### 【概要】

市民後見人は、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職ではなく、一般市民が務める後見人などです。自治体などが実施する養成講座を受講した方の中から家庭裁判所によって選任されます。

県西部 3 市 1 町（磐田市・袋井市・湖西市・森町）では、認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が十分でなくても、本人の意思をより丁寧に把握しながら、市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動を期待して広域で講座を実施しています。

本市は、広域講座の幹事市を務めるとともに、県内でも法人後見の受任実績が多い磐田市社会福祉協議会と連携を図ることで、県西部初の市民後見人誕生を目指します。

### 【講座日程】

平成 30 年 8 月 30 日（木）から 10 日間（50 時間）実施

最終日：平成 30 年 12 月 13 日（木） 午前 10 時～午後 4 時

場所：磐田市豊田支所（磐田市森岡 150 番地）2 階 大会議室

対象：市民後見人候補者養成講座 2 次選考合格者 19 名（内、磐田市 11 名）

内容：事例に基づくグループワーク（10:00～11:40、12:30～13:50）  
全体の振り返りなど（14:00～16:00）

### 【養成講座内容】

成年後見制度概論、市民後見概論、認知症高齢者・障がい者の理解、対人援助の基礎、市民後見活動の実務、コミュニケーション技術、関係制度・法律（民法等）の基礎、高齢者・障がい者支援施設体験 など

### 【市民後見人誕生までの流れ（磐田市の想定）】

1. 市民後見人候補者養成講座（50 時間）の受講
2. レポート・面接の選考を通過
3. 市民後見人候補者名簿（磐田市・磐田市社協が管理）への掲載
4. 名簿掲載者の中から法人後見支援員として活動開始（半年～1 年、不定期）  
※磐田市社会福祉協議会が受任している法人後見の支援員としての活動
5. 家庭裁判所から市民後見人としての選任

### 【事業のポイント】

2 次選考（レポート・面接）を通過した 19 名は、成年後見制度や市民後見人としての役割の理解も進み、地域や高齢者・障がい者のために市民後見人として活動したいという意欲が非常に高い方々です。講座最終日のグループワークや受講生の取材をお願いします。